

景観形成基準(景観形成重点地区以外)

項目	地域	くらし風景地域	里山風景地域	みなと風景地域		
建築物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみ配慮した配置とすること。 				
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないため、アクセント(変化)をつけるなど工夫すること。 側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。 商店街では賑わいに配慮したデザインとすること。また、閉店時の景観形成にも努めること。 				
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建物で使用されている材料の使用に努めること。 時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。 				
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。 				
		<ul style="list-style-type: none"> R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 		
		<ul style="list-style-type: none"> 彩度・明度の高い色の使用は避けること。 アクセントカラー(主要な色を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 周囲のまちなみ配慮したこと。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 商店街では、賑やかなまちなみふさわしい色彩に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色数は少なくすること。 			
工作物	建築設備附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 車庫や物置などの附属物や非常階段、配管設備は、建築物と調和を図ること。 屋外設備、屋上設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆うなど、目立たない配慮をすること。 				
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀などは建築物やまちなみとの調和を図ること。高いブロック塀の設置は避け、生垣や緑化されたさく又は塀の設置に努めること。 道路境界付近や建物周りを中心に、緑化に努めること。 駐車場として利用する場合は、植栽や垣はさくによりまちなみの連続性に努めること。 地域の植生にあった緑化に努めること。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木などは保全、活用に努めること。 周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの緑地空間を確保するとともに、道路に面した部分は多くの植栽を施すこと。 			
開発行為	配 置	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみ配慮した配置とすること。 				
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 種類及び用途に応じて集約化に努めること。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建物や自然との調和に努めること。 			
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> 時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。 				
屋外広告物	色 彩	<p>※建築物の各地域における色彩の景観形成基準と同じとする。</p>				
	附 帯 施 設	<ul style="list-style-type: none"> 附属物は、工作物と一体的なデザインに努めること。 				
	擁 壁	<ul style="list-style-type: none"> 材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。 				
屋外広告物	既 存 樹 木	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。 				
	掲 出 物	<ul style="list-style-type: none"> 掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること。 まちなみ配慮したデザインに工夫すること。 				
		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地においては、点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。 			